

環境活動報告書

<< はじめに >>

私どもの主たる事業は建設系廃棄物の収集運搬及び中間処理です。

建物を解体することによって発生する廃棄物や建物を新築することに伴って発生する廃棄物を現場から回収し、分別し、減量化することが主な仕事です。

廃棄物処理とは「安全化」、「安定化」、「減量化」が根幹です。不用になった廃棄物からできるだけ有用物を抽出し、再利用することが最大の目標であることは言うまでもありません。

ISO14001の導入をきっかけに、事業を営む過程で発生する様々な環境負荷に対して、全社を挙げてその低減に取り組むとともに、環境問題に限らない、持続可能な社会を形成する一翼を担うべく、事業活動を行っています。

以下、私どもの活動を報告いたします。

<<ISO14001認証の概要>>

認証番号	MSA-ES-555	
認証日	2006年9月20日	
再認証日	2021年8月27日	
有効期限	2024年9月19日	
認証範囲に含まれる組織		
株式会社 大空リサイクルセンター 本社	東京都武蔵村山市伊奈平5丁目43番地の6	
株式会社 大空リサイクルセンター 東京中間処理工場	東京都足立区入谷9丁目13番8号	
株式会社 大空リサイクルセンター 埼玉中間処理工場	埼玉県所沢市松郷339番1	
株式会社 大空リサイクルセンター 神奈川中間処理工場	神奈川県相模原市南区麻溝台にの原3120番	
適用規格	JIS Q 14001:2015 (ISO 14001:2015)	
認証された環境マネジメントシステム	産業廃棄物の収集運搬及び中間処理	
審査登録機関	株式会社マネジメントシステム評価センター	

環 境 方 針

《理念》

大空リサイクルセンターは、その主業務である産業廃棄物の適正処理を通じて、循環型社会の構築を目指します。さらに、環境負荷の低減と汚染の予防に努め、自然と社会との調和を図りながら、地球規模の環境問題に全社で取り組んでまいります。

《行動指針》

- 1) 私どもは、環境方針を達成するためのマネジメントシステムを構築し、運用し、継続的な改善を行います。また環境方針に整合性のある環境目標を設定し、当社のマネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性を確実にするために、必要に応じて見直しを行います。
- 2) 当社は重点項目として下記（ア）～（ウ）に取り組めます。
 - （ア） 産業廃棄物の適正処理とリサイクルによる再資源化の促進
 - （イ） 天然資源の有効利用の促進
 - （ウ） 事故、災害等の防止による人的・物的損害の低減
- 3) グリーン製品の使用、長く使えるものを必要な時に必要なだけ購入済ます。
- 4) 5S活動推進による作業環境の整備を行います。
- 5) 地域社会との共生を図ります。
- 6) その他、当社のマネジメントシステムが要求する項目に対する積極的な取組を行います。
- 7) 法令・規制・協定その他の要求事項等を遵守します。
- 8) 環境方針を文書化するとともに、当社の全社員に周知徹底を図り、環境保全の重要性に対する自覚と果たすべき役割について意識と知識の向上に努めます。
- 9) 環境方針は求めに応じて、社外に公表します。

2020年10月21日

株式会社 大空リサイクルセンター
代表取締役 和田 敏之

<<環境活動に関する取組>>

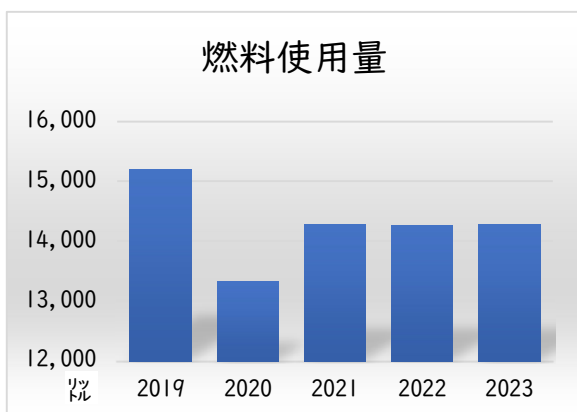
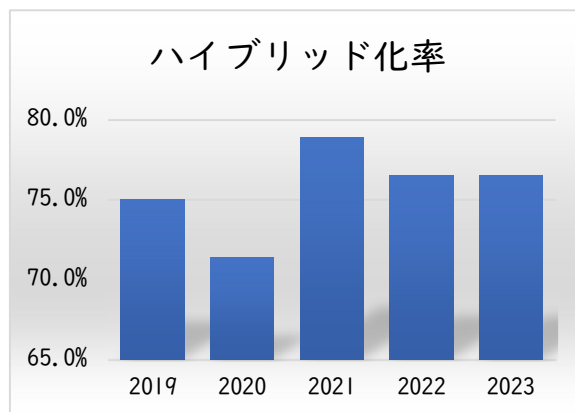
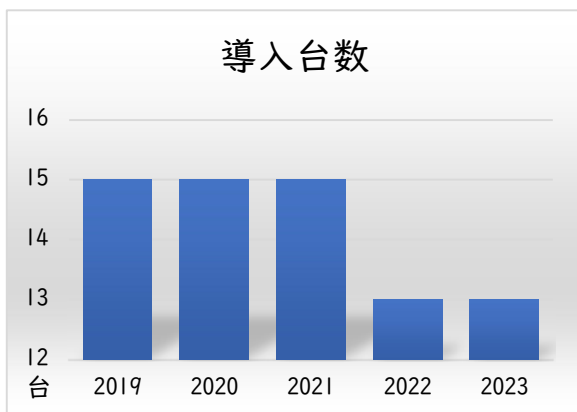
I 二酸化炭素発生の削減

(1) 営業用乗用車の燃費の改善

ア ハイブリッド乗用車の導入

ハイブリッド化率は、全営業車両に対するハイブリッド車の導入割合

ハイブリッド車でない車両も、導入時の燃費基準をクリアした車両を導入しています。



(2) 電力消費量の削減

ア エアコンを省エネ型に切り替え

イ 本社照明のLED化

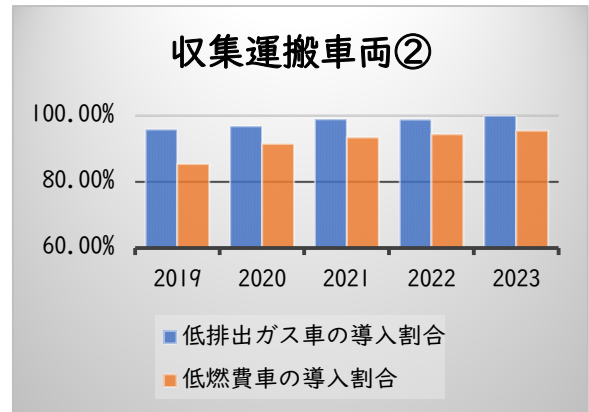
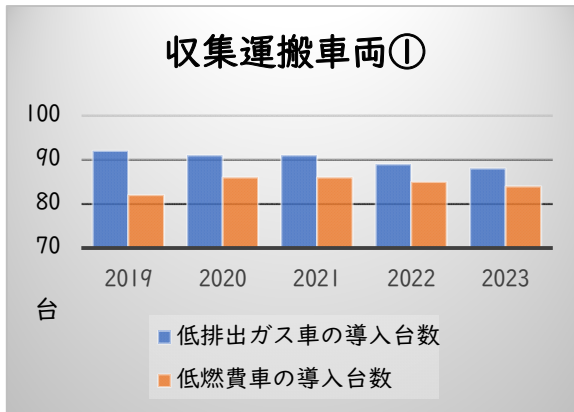
ウ クールビズの推進

エ 夏場の通風を良くするため、窓際から棚を撤去

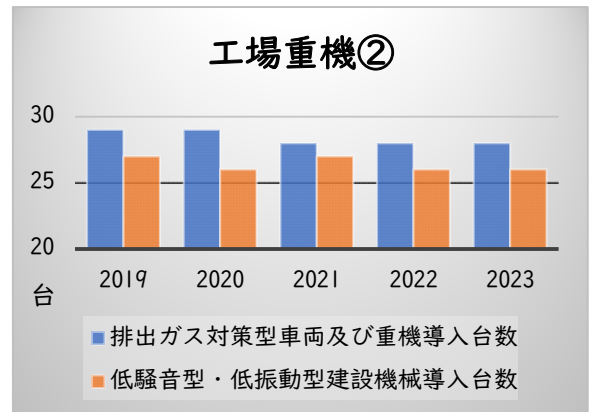
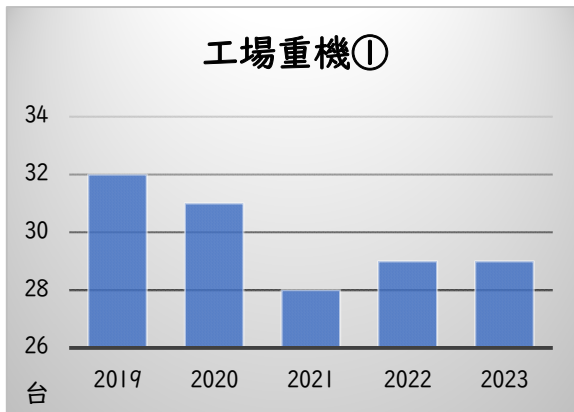


II 低排出ガス車、低燃費車の導入

(1) 収集運搬車両にかかる、低排出ガス車、低燃費車の導入状況

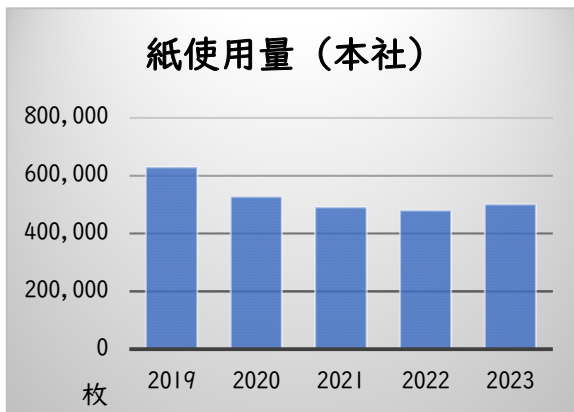


(2) 重機使用台数



III 紙使用量の削減

- (1) 請求書等の複写伝票を廃止（複写伝票はシュレッダーに適さず、焼却物となるため）
- (2) 電子manifestの推進
- (3) ipadの導入（営業職及びドライバー全員に支給し、情報の共有化と紙媒体を廃止）
- (4) FAXの電子化、PDF・DOCUWORKS文書の積極利用



<<当社の事業に関連する法規制等>>

環境基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、家電リサイクル法
大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、浄化槽法
建設業法、建設リサイクル法、
道路交通法、自動車No x・PM法、道路運送車両法、
労働基準法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、消防法
グリーン購入法、フロン排出抑制法
東京都環境確保条例 他自治体条例 その他

<<環境関連の有資格者>>

産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会新規の収集・運搬課程	2名
産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会新規の処分課程	2名
破碎・リサイクル施設技術管理士	9名
産業廃棄物中間処理施設技術管理者	2名
公害防止管理者 水質第2種	1名
東京都公害防止管理者	1名
危険物取扱者 乙第4類	2名

<<その他の取組>>

- * 廃棄物処理法上の優良産廃処理業者の認定を受けています。

優良産廃処理業者認定制度とは・・・

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を都道府県・政令市が審査して認定する制度です。認定された産廃処理業者は、環境に配慮して事業を行っており、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しているとされています。

産業廃棄物処分業

東京都	2025年4月15日期限
埼玉県	2030年9月29日期限
相模原市	2026年5月25日期限

産業廃棄物収集運搬業

東京都	2028年8月29日期限	埼玉県	2030年9月29日期限
神奈川県	2028年9月15日期限	千葉県	2030年3月26日期限
群馬県	2024年8月2日期限	茨城県	2028年5月28日期限
栃木県	2031年2月28日期限	山梨県	2028年5月14日期限
静岡県	2031年2月28日期限	長野県	2031年2月15日期限

- * 東京都優良性基準適合認定制度（エキスパート）の認定を受けています。

優良性基準適合認定制度とは・・・

財団法人東京都環境公社が、東京都から第三者評価機関として指定を受け、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、「適正処理」「資源化」及び「環境に与える負荷の少ない取組」を行っている優良な業者を、評価・認定する制度です。

株式会社大空リサイクルセンター中間処分業	6-23-C0047	2027年3月31日まで
株式会社大空リサイクルセンター収集運搬業（積替え保管を含む）	6-23-B0080	2027年3月31日まで

- * ホームページ及び産廃情報ネット上に、私たちの企業情報を公開しています。

・公開内容

会社情報、許可の内容、施設及び処理の状況、財務諸表、処理料金、組織体制、事業場の公開 他

・公開しているURL

大空グループHP：<http://www.ohzoragroup.com>

産廃情報ネット：

<https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/status.php?Param1=039232&Param3=I&JgyTork=I>

- * 安全衛生委員会を設置して、安全及び衛生に関することについて教育、訓練を行っています。

安全衛生委員会	(毎月)
労働災害防止計画説明会	(全社 年1回)
乗務員会議	(営業統括部 年4回)
一般健康診断	(全社 年1回)
インフルエンザ予防接種	(全社 年1回)
安全大会	(業務統括部 毎月 (特別安全大会 年1回))

<<会社概要>>

社名	株式会社 大空リサイクルセンター	
代表者	代表取締役 和田 敏之	
設立	1982年11月15日	
所在地	・ 本社 〒208-0023 東京都武蔵村山市伊奈平五丁目43番地の6 ・ 東京中間処理工場 〒121-0836 東京都足立区入谷9丁目13番地8号 ・ 埼玉中間処理工場 〒359-0027 埼玉県所沢市松郷339番1外8筆 ・ 神奈川中間処理工場 〒252-0328 相模原市南区麻溝台にの原3120番	
資本金	24,000千円	
従業員数	197名	2024年3月現在
営業目的	・ 産業廃棄物収集運搬業 ・ 産業廃棄物処分業	
許可登録	・ 産業廃棄物収集運搬業 東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県、長野県、山梨県、静岡県 ・ 産業廃棄物処分業 東京都、埼玉県、相模原市	
売上高	3,791,419千円	2023年8月期

※ 株式会社大空リサイクルセンターの解体工事部門を2018年4月1日付で株式会社大空に分社化しました。

2024年3月現在